

官民連携ガイドライン

NISHIO CITY



Cラボ西尾
官民連携ワンストップ窓口



令和元年8月（令和5年6月一部改訂）

目次

第1章 官民連携とは

1-1 官民連携とは	3
1-2 共創とは	3
1-3 本ガイドラインの位置づけ	4
1-4 官民連携の対象	4
1-5 主な官民連携手法とその概要	4

第2章 官民連携の推進目的及び方法

2-1 官民連携に取り組む背景と必要性	6
2-2 官民連携の目的	6
2-3 官民連携推進機関の設置	7
2-4 民間提案制度による官民連携の進め方	9

第3章 官民連携事業の政策形成時における留意事項

3-1 官民連携事業の内容について	15
3-2 連携する民間事業者等について	16
3-3 その他留意事項	17

第1章 官民連携とは

1-1 官民連携とは

官民連携とは、行政が定める仕様に沿った単なる委託者と受託者という関係ではなく、行政と民間事業者等が対等なパートナーとして尊重し、お互いの特性や資源、アイデア、技術力、ノウハウ等を最大限に活用することで地域課題を解決し、新たな価値を共に創ることをいいます。特に以下の3点を重視し取り組んでまいります。

(1)対話を重視

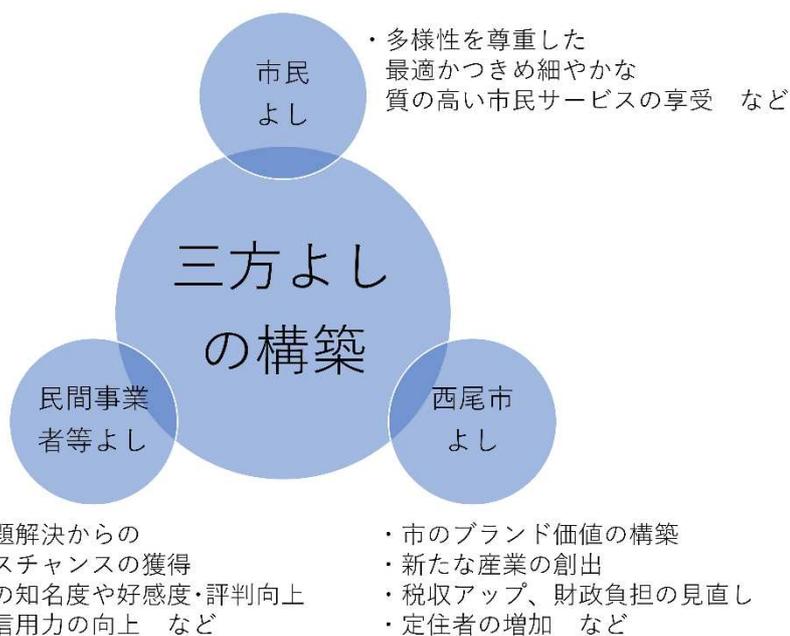
共創の基本は対話です。多様な民間事業者等との対話を積み重ねることにより、信頼関係を築き、新たな価値や解決策を共に創り上げていきます。

(2)ビジネス視点を取り入れた政策立案を重視

民間事業者等が持つビジネスの視点を取り入れながら、共創による政策イノベーションを起こし地域課題の解決を図ります。

(3)「三方よし」を重視

継続した官民連携事業とするため、民間事業者等の側の気持ちになって相手方のモノサシや事情を知り、市民、民間事業者等、行政の三者のメリットの構築(三方よし)を図ります。



1-2 共創とは

共創とは自分の組織の既存知と他者の組織の既存知をつなぎ合わせることで、オープンイノベーションを起こし新たな価値を生むことです。いかにベースとなる既存知が蓄積されているか情報収集が出来ているかが重要です。また相手が必要のため仲間づくりとも言えます。民間事業者等と共にイノベーションを起こすには企業とはどういう行動をとるものなのか共創相手を知ることや、行政が地域課題・行政課題をオープン化し、新たなビジネスマーケットを民間事業者等に見える化することも必要です。

1-3 本ガイドラインの位置づけ

西尾市では令和元年8月より官民連携ワンストップ窓口「Cラボ西尾」を設置し、民間事業者等との共創によるまちづくりを推進してきました。制度設計時から5年を経過するため現状を踏まえ本ガイドラインの見直しを行いました。これまで以上に官民連携を推進していくためには、民間事業者等と行政がそれぞれの考え方や担うべき役割を理解し、共創事業の目的や公共性・公益性を共通認識としたうえで、それぞれの持つ強みやヒト、モノ、カネ、情報、権限、ネットワークなどの資源を幅広く連携させることが重要です。

しかし、本市では官民連携によって地域課題等を解決するという意識が根付いておらず、特別なものという認識があることや、公平性についての説明責任やリスク管理の観点から、本市職員が官民連携に必ずしも積極的でないことが上げられます。

そこで本市の官民連携に対する考え方やルールを整理し、職員の意識改革や民間事業者等と本市の間で共通理解を図るため本ガイドラインを更新しました。

1-4 官民連携の対象

「Cラボ西尾」では基本的にはソフト事業を中心にさまざまな政策分野(ただし、災害防止協定及び高齢者見守り・福祉避難所に係る協定等の分野を除く)を対象とします。民間事業者等との対話を行い、情報通信技術(ICT)を活用した提案や、スモールスタートや実証実験から始める提案など、民間提案制度の運用や包括連携協定などにより政策イノベーションを起こします。ハード事業に関しても適切な推進部署に取り次ぐことにより、官民連携事業を支援します。

1-5 主な官民連携手法とその概要

(1)民間提案制度

民間事業者等からの提案を受け付け、質の高い公共サービスの提供や地域経済の活性化などの事業実施につなげるための制度です。以下の2つがあります。

- ①「フリー型提案」とは、民間事業者からの自由なアイデアや知見を踏まえた提案を受け、実現に向けて協議を進める自由提案方式です。
- ②「テーマ型提案」とは、市が解決策を求めたい地域課題について市がテーマを決めて提案を公募する提案募集方式です。

(2)連携協定

行政と民間事業者等が双方の強みを活かし、協力、連携するための枠組として協定等を結ぶことで、地域が抱える課題解決を図る手法です。以下の3つがあります。

- ①包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、官民連携担当課(Cラボ西尾)及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいいます。
- ②事業連携協定 ひとつの分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、事業担当課(事業を実施する各課かい等)及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいいます。

③個別連携協定 短期的かつ事業を軌道に乗せるための催しの連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、官民連携担当課(クラボ西尾)及び民間事業者等双方の合意の上で締結する協定をいいます。

(3)民間委託

行政が行う事業を委託し、民間事業者等のアイデア、ノウハウ、技術力等を活用して、サービスの向上、業務の効率化やコストの削減等を図る手法です。従来の業務委託は行政が定める仕様に沿った委託・受託の関係ですが、官民連携での業務委託は、行政と民間事業者が対等な関係で対話し、民間事業者が持つビジネスの視点を取り入れながら課題解決に向けて取り組むことをいいます。

(4)企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税制度とは、地方公共団体が実施する地方創生事業(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)に対して、民間企業の皆様が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度です。(対象期間:令和3年度から令和6年度)単なる自治体への寄附とは捉えず「西尾の未来への投資」と考えます。具体的な運用については、「西尾市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(企業版ふるさと納税)実施要綱」で規定しています。

※保有財産活用事業の参考手法

・PFI(Private Finance Initiativeの略)

行政が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を、民間事業者等の資金、経営能力及び技術力を活用して、効果的かつ効率的に実施する手法です。

・指定管理者制度

公の施設の管理運営を法人その他の団体に委ねる手法です。

・ネーミングライツ・広告掲載事業

ネーミングライツとは、民間事業者等との契約により、スポーツ施設や文化施設などの公共施設等に提案者の企業名や商品ブランド名等を冠した愛称をつける権利を付与し、その対価を活用して、施設の運営・管理に役立てる手法です。

また、広告掲載事業とは、市の広報紙、封筒、ホームページなどを広告媒体として、民間事業者等が利用可能な市の財産に広告を掲載することで、広告収入を生み出し、収入の増加を図る手法です。具体的な運用については、「西尾市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」「西尾市広告掲載要綱」で規定しています。

・市有財産の貸付

市が所有する財産を民間事業者等に貸付け、その対価として貸付料を得ることによる収入の確保及び民間事業者等が施設の効用を高める事業を展開し、公共サービスの拡充を図る手法です。

・サウンディング型市場調査

事業検討の段階で、公募による対話を通じて民間事業者等や市場の動向を調査することです。行政側は事業の実現可能性や市場として参入しやすい条件、活用に向けたアイデアなどを把握でき、また民間事業者等側は行政の運営方針や考え方を事前に確認できるほか、民間事業者等としての考え方を直接伝えることができるなどの利点があります。

第2章 官民連携の推進目的及び方法

2-1 官民連携に取り組む背景と必要性

変化が激しく複雑性や不確実性が高い昨今において、少子高齢化や価値観や生き方の多様化に伴い、市民ニーズが複雑多様化するとともに、よりきめ細やかな質の高い行政サービスが求められています。もはや行政だけではこのような地域課題を解決することが困難な状況です。

こうした中、国では令和5年6月に改訂した「PPP/PFI推進アクションプラン」において、PPP/PFIによる良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開は、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組みを実現するとともに官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域経済社会の実現に向けた取組みを推進する」としています。

また、愛知県でも産学官金の多様な主体から提案を受け付ける革新事業創造提案プラットフォーム(愛称:A-idea(アイディア))を構築し、「民間提案を起点とした新しい価値を創造するプロジェクトの社会実装を通じて、社会課題の解決や地域の活性化を実現するイノベーションの創造を目指す」とするとともに、愛知県と民間が連携し、テクノロジー活用で課題解決に挑戦する「アイチ クロス テック」と呼ばれる事業を行っています。

一方、近年ではCSR(企業の社会的責任)を果たすための社会貢献活動や、CSV(共通価値の創造)に取り組む民間事業者等が増えてきており、これまで主に市が担ってきた地域課題の解決を、民間事業者等と市と共に行い「市民が元気になることに貢献したい」という企業ニーズが強まっています。また、急激な社会情勢の変化により持続可能な新たなビジネスへの新規参入を模索する民間事業者等も増加しており、地域課題をビジネスチャンスとして捉え、地域課題の解決役を担いたいという民間事業者等も増えてきています。

このような中で西尾市では民間事業者等が持つアイデアやノウハウ、ネットワークを活かし、官民連携によりゼロからイチを創り上げていく「共創のまちづくり」を推進しています。自治体間の競争が激しさを増していることに加え、変化が速く不確実性が高い現在のような社会状況においては、西尾の地域課題を的確に把握することとともに、各種施策の立案・実行にあたり、前例がなくても果敢にチャレンジしていく姿勢が非常に重要となります。そして、複雑多様化する行政ニーズにこたえていくためには、行政だけがまちづくりを担うのではなく、市民や民間事業者等の持つ知恵やノウハウを活かしていく「共創」の視点が欠かせません。官と民とが同じレベルの熱量を持って連携・協力しながら、様々な分野においてゼロからイチを創り出し、躍動感のあるまちを実現してまいります。

2-2 官民連携の目的

(1) 質の高い公共サービスの提供

価値観や生き方の多様化に伴い、行政ニーズも複雑多様化してきています。自治体の事業は、行動原理として公平性や画一性が求められるため、住民に寄り添ったオーダーメイド型のサービスとは親和性が低く、きめ細やかな行政サービスを実施していくためには、官民連携を重視した民間事業者等との共創のまちづくりを推進していく必要があります。民間事業者等の創意工夫、アイデア、資金、技術力、ノウハウ等、保有する資源を活用し、多様なニーズに対応できる、きめ細かく質の高い市民サービスの実現を目指します。

(2) 行政コストの見直し

少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加、市民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の増大も重なり、地方公共団体の財政をとりまく環境は、厳しい状況が続いており、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。これまで行政が提供していたサービスについて、公共性を守りながら官民連携に取り組むことで、行政コストの圧縮と新たな歳入の確保を図ります。また、行政がお金を出すことには限界があるため、行政が民間事業者等の金銭以外のメリットを考え共感してもらうことが重要です。

(3) 地域経済の活性化

様々な分野において官民連携を進めながら、地域における雇用創出や地元企業の発展など、地域経済の活性化につなげる好循環を創出します。

(4) ビジネス視点を取り入れた地域課題の解決

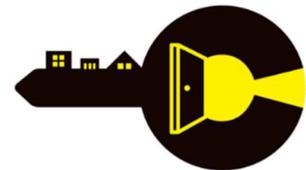
民間事業者等が持つビジネスの視点を取り入れながら、民間事業者等と行政が対話を行い地域課題の解決を図ります。お金を要する共創事業の場合は、資金調達方法(キャッシュポイントの作り方)をビジネス視点により共に検討します。

2-3 官民連携推進機関の設置

(1) 官民連携ワンストップ窓口「Cラボ西尾」の設置及び役割

市が抱える地域課題の解決や地域活性化を目指し、官民連携を効果的に推進するため、民間事業者等からの提案・相談を一元的に受け付ける窓口として、官民連携ワンストップ窓口「Cラボ西尾」を設置しています。

また、Cラボ西尾は、民間事業者等と事業担当課(事業を実施する各課かい等)との橋渡しや他の組織とのつなぎ役となるハブ機能を担うとともに、連携に向けた調整を行いながら情報の共有化・一元化を図り、ビジネス視点を取り入れた政策立案や「三方よし」の事業構想を考案する中間支援の役割を果たし、民間事業者等とのマッチングを行います。



Cラボ西尾
官民連携ワンストップ窓口

(参考)Cラボ西尾のロゴマークのコンセプト

- ①Cラボ西尾が民間と行政を双方向でつなぐ『扉』と『鍵』をイメージ
- ②「民間事業者等と行政をつなぐ“架け橋”」として、「Cラボ西尾」は、Cooperation(コオペレーション)(連携)、Concierge(コンシェルジュ)(総合案内)、Creation(クリエーション)(創造)、Concert(コンチェルト)(協奏)、Coordinator(コーディネーター)(調整役)、Connect(コネクト)(つなぐ)、Conversation(カンバセーション)(対話)など、様々な役割を担います。

(2) 官民連携推進会議の設置及び役割

官民連携の円滑な事業実施を図るため、官民連携推進会議を設置します。本会議は、庁内の推進ネットワークを構築するため、各課から推薦された職員である官民連携推進メンバーで構成されます。

(3) 官民連携推進メンバー設置及び役割

民間事業者等から連携したい自治体を選ぶ際に重視されるポイントとして、地域課題に関する情報提供が積極的に行われていること、新たな取り組みに対する受け入れ態勢が整っていることや問い合わせに対する回答が早いことなどがあります。このような要望に対応するため、官民連携推進メンバーは、事業担当課とCラボ西尾との窓口役を担い、事業担当課の課題抽出の中心的な役割や取りまとめを行い、対話を通じて官民連携事業の具現化に向けて推進・調整を行います。官民連携事業ごとに関係する官民連携推進メンバーを招集するコア会議に参加し、官民連携事業のブラッシュアップ及び導入に向けた検討、意見聴取等を行います。また、テーマ型提案の公募型プロポーザル方式の選定委員会委員を務めていただく場合があります。

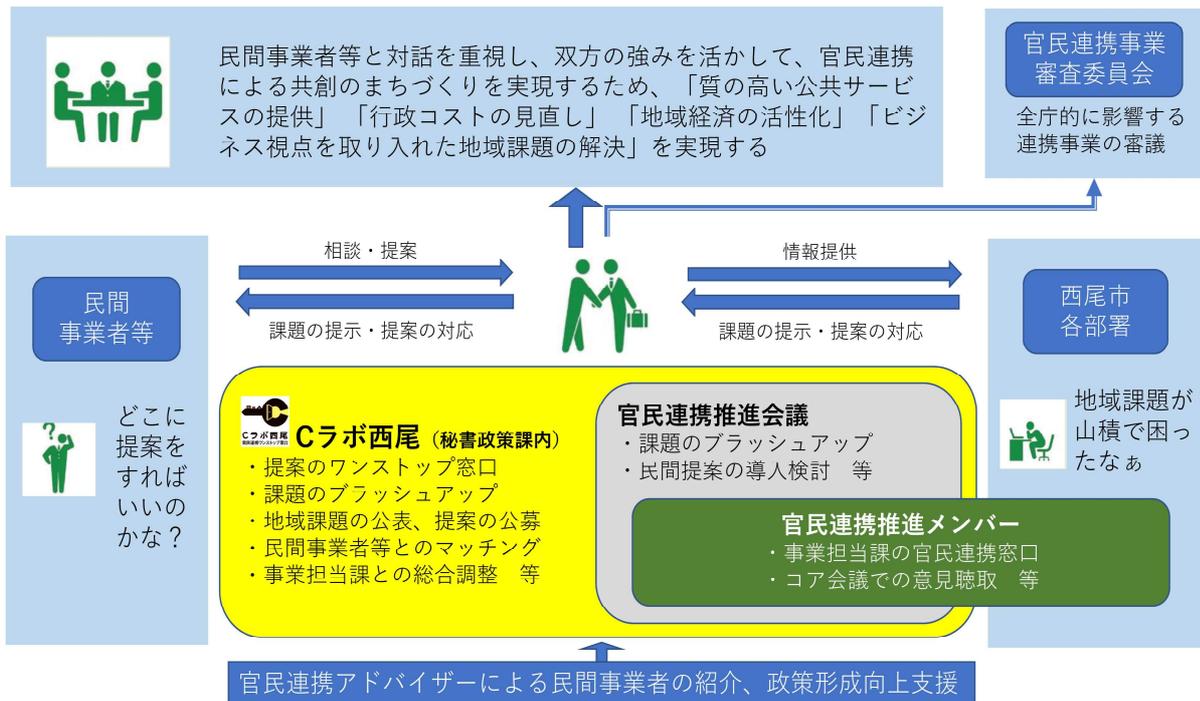
(4) 官民連携事業審査委員会の設置及び役割

官民連携ワンストップ窓口「Cラボ西尾」を介して民間事業者等から提案された内容について、全庁的な影響のある事業の実施に向けて審議を行います。

(5) 官民連携アドバイザーの設置及び役割

外部有識者を官民連携アドバイザーとして委嘱し、市と民間事業者等が連携して地域課題を解決するため、民間事業者等の紹介、官民連携事業推進のための助言、官民連携の最新事の情報提供、市職員の政策形成能力向上などの支援を行います。

<官民連携のスキーム図>



2-4 民間提案制度による官民連携の進め方

民間提案制度には主に「テーマ型提案」と「フリー型提案」の2つの手法があります。

「テーマ型提案」では、Cラボ西尾は、事業担当課が持つ課題と、解決策を提案する民間事業者等とのマッチングを促進するため、課題を深堀し、民間事業者等から提案しやすくなるようビジネスメリットを踏まえ課題ブラッシュアップ支援を行うとともに、公募型プロポーザル方式の事務や民間事業者等との契約等の中間支援の役割を担います。

「フリー型提案」ではCラボ西尾が、官民連携ワンストップ窓口として、民間事業者等からの提案・相談を一元的に受け付け、事業担当課とのパイプ役を担います。

(1)「テーマ型提案」

市が解決策を求めたい地域課題について、市がテーマを決めて提案を公募する提案募集方式です。市の予算措置の有無によって2種類の手順があります。

① 市の予算措置有

予算の範囲内で、地域課題の解決策を公募するもの。→手続きはフロー図1へ

② 市の予算措置無

市の予算措置無しで、地域課題の解決策を公募するもの。→手続きはフロー図2へ

★テーマ型提案で公募する条件

- ・課題を提起した官民連携推進メンバーの所属する課が、主体となって実施する事業であること
- ・基本的にはスモールスタートや実証実験から始める事業であること
- ・予算の範囲内で解決提案を受けることが想定されること
- ・今年度中に官民連携事業が完了する事業であること
- ・ハード事業を除いたものであること

～「テーマ型提案」を促進するためのポイント～

地域・社会課題解決をビジネスチャンスと捉える民間事業者等とのマッチングを促進するためには、地域が抱える課題をオープン化することが重要です。時代と共に課題は推移しますが、漠然とした課題ではなく、マーケティング思考を取り入れながら、最新の課題について数値を交えて把握・整理し、地域課題を的確に把握する必要があります。また、西尾市の資源(ヒト・モノ・カネ・情報・ネットワーク)や他市と比較した強みの把握したうえで、従来からの問題、これから発生する新たな課題を考察し、優先的に取り組む課題(テーマ)を設定します。

(2)「フリー型提案」

民間事業者からの自由なアイデアや知見を踏まえた提案を受け、実現に向けて協議を進める自由提案方式です。財政負担と競合性によって2種類の手順があります。

①50万円超の財政負担もしくは競合性有

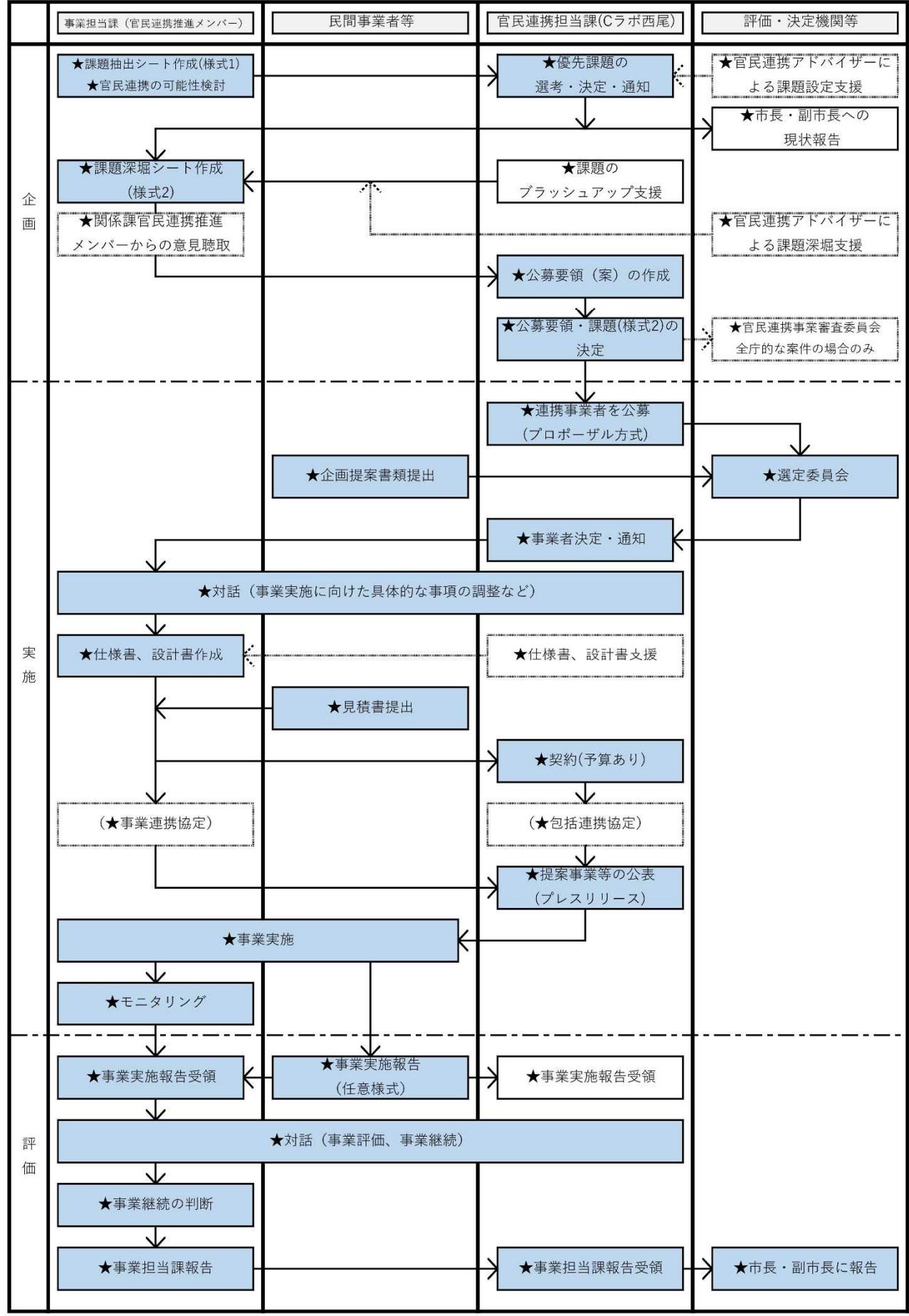
50万円超の財政負担もしくは競合性有の提案事業の場合は公募する必要があります。→手続きはフロー図3へ

②50万円以下の財政負担かつ競合性無

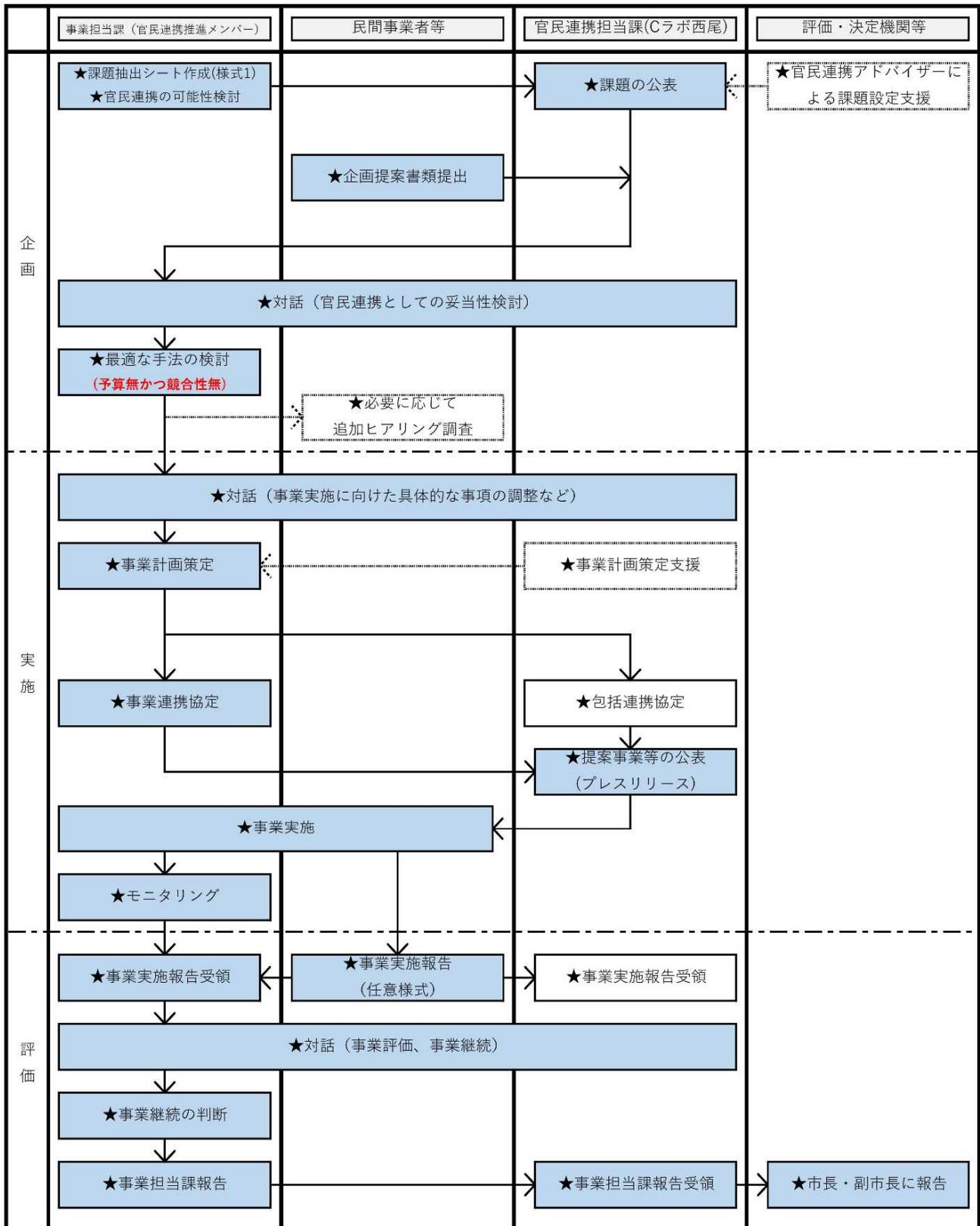
50万円以下の財政負担かつ競合性無の提案事業の場合は、公募をせずに実施を検討します。→手続きはフロー図4へ

フロー図1

テーマ型提案（市が提案）の官民連携実施フロー（市の予算措置有）

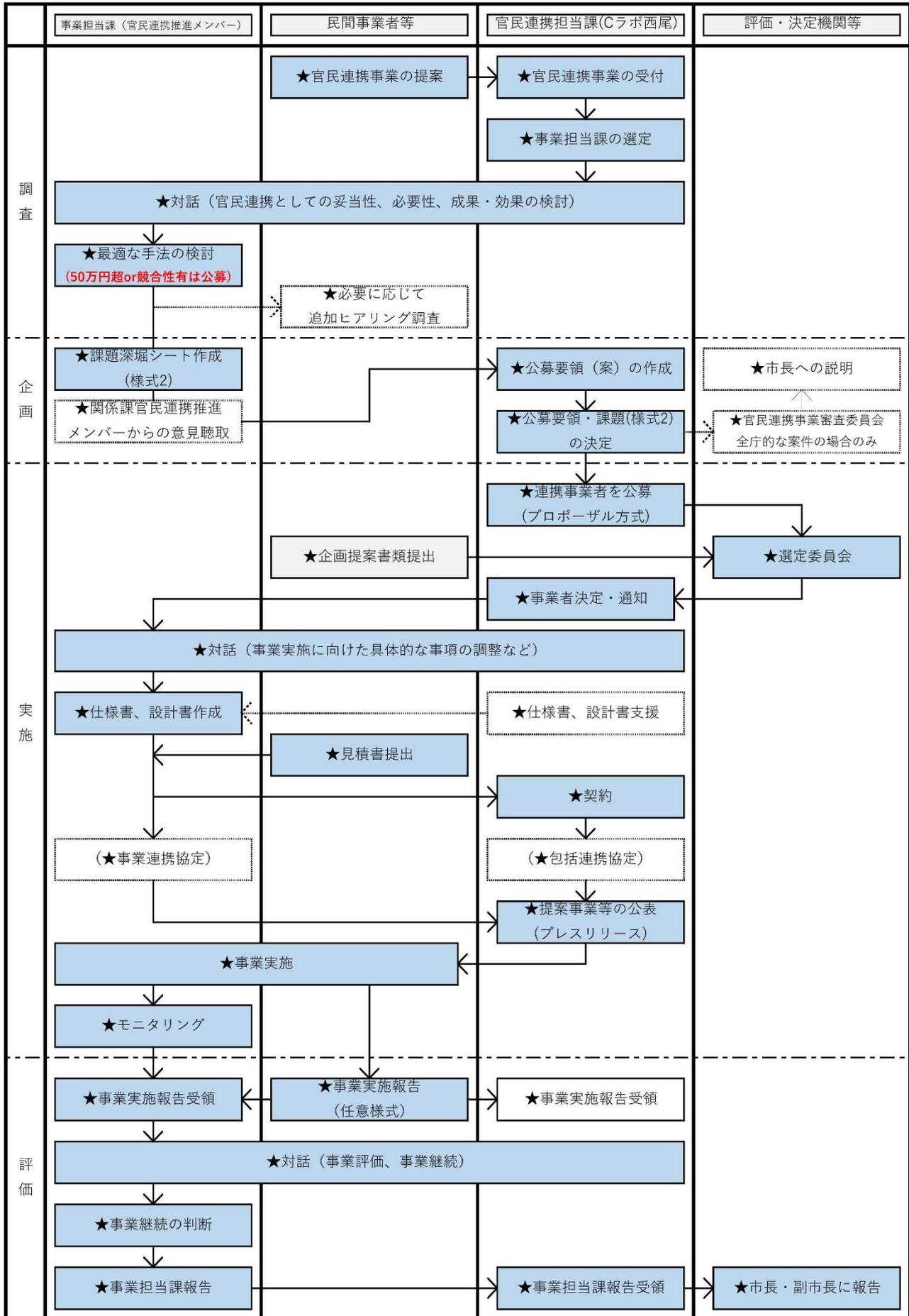


テーマ型提案（市が提案）の官民連携実施フロー（市の予算措置無）

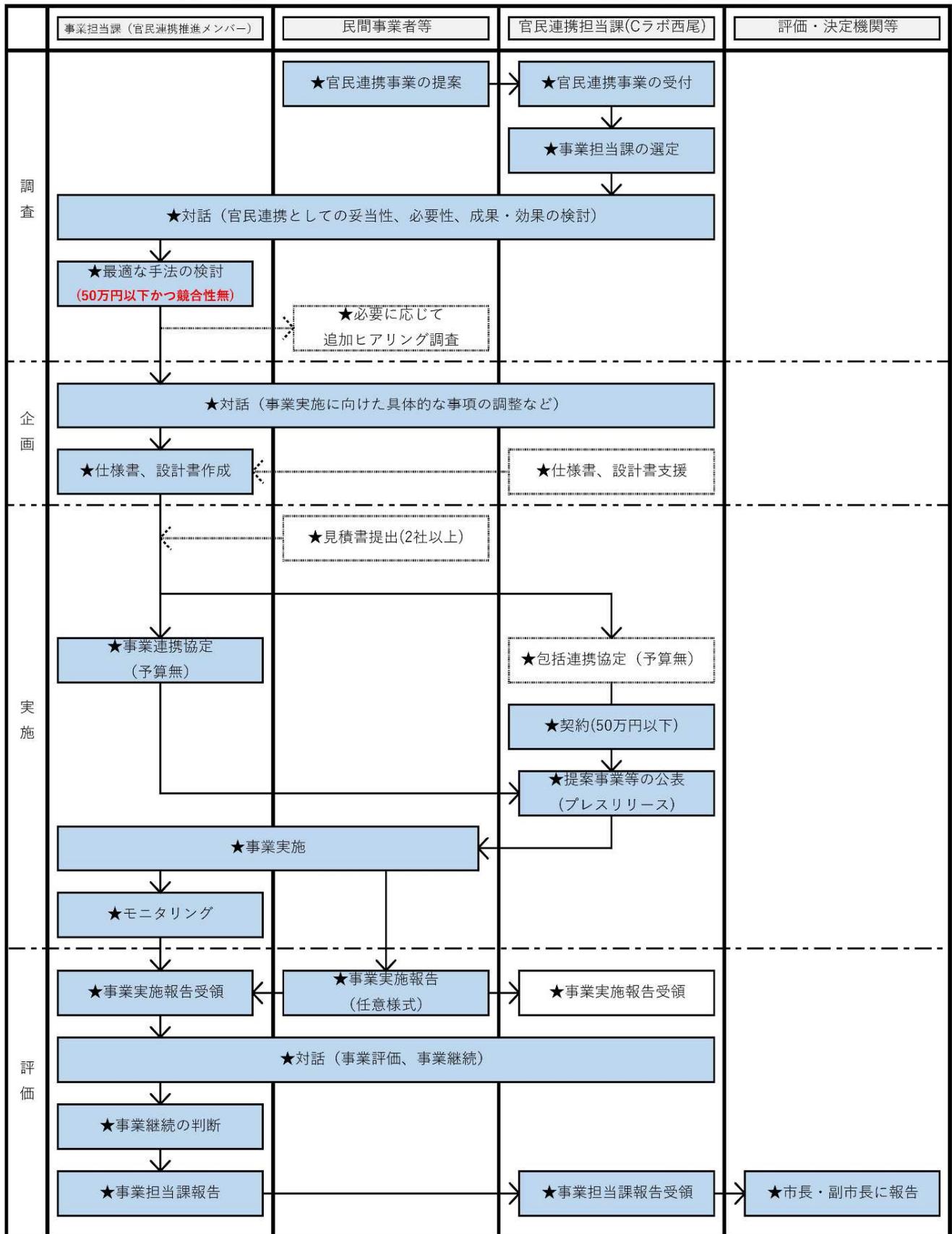


フロー図3

フリー型提案（民間事業者等が提案）の官民連携実施フロー（50万円超or競合性有）



フリー型提案（民間事業者等が提案）の官民連携実施フロー（50万円以下かつ競合性無）



第3章 官民連携事業の政策形成時における留意事項

3-1 官民連携事業の内容について

次の事項について官民連携事業として適正な事業か否かを判断し、民間事業者等との対話を通して必要事項を取り決めます。

(1)官民連携事業としての基準

①公益性・公共性がある事業であること(市民・利用者視点)

官民連携事業は、その目的がしっかりと公共性・公益性を有し、地域課題の解決に繋がっているか、行政の総合計画を始めとする各種計画と整合性があるか、利用者目線に立ち、地域や市民に納得してもらえるかが必要となります。

②費用対効果等が期待できること(財務の視点)

直営と同等以下の費用で、より質の高いサービスが提供できるよう、市と民間事業者等は、対話を通して確認する必要があります。この場合の費用とは、事業実施に係る経費だけではなく、将来リスクに伴う市が負担すべき経費も想定したライフサイクルコストとして認識する必要があります。

③基本的にはスモールスタートや実証実験から始める事業であること(成長発展の視点)

「まずは小さくやってみる」を大切に、小さな範囲で事業実施をし、効果が高いものを成長発展させ本格導入します。スモールスタートのメリットとして資金・時間・人員などのコストを抑制し、スピーディーにスタートできる、範囲を絞り込んで限定的に実践しリスクを抑えることができる、チーム内の共通理解が得やすい、スモールスタートの実施結果データをもとに本格導入の検討ができるなどのメリットがあります。

④目的が共有された事業であること(地域・社会の視点)

民間事業者等と行政という異なる性質の組織が連携するため、ビジョンの共有は関係者間の「共感」を得るためには不可欠です。納得して腹落ちできるビジョンを立て、ストーリー性を持った目的を共有・理解することが必要です。西尾市の地域の実情を踏まえたローカルな視点と、社会情勢の変化を踏まえたグローバルな視点により事業の目的を設定します。

⑤共創事業の過程や手続きの適切性

契約関係が適切か、必要となる許認可をはじめとした法的手続きに漏れはないかなど、事業構想の過程でしっかりと必要な手続きを洗い出し、適切に対応する必要があります。

⑥官民連携が可能な事業であること

検討している連携事業が以下の要件を満たしているか確認する必要があります。

- ・法令によって実施主体が地方公共団体や地方公務員であることが義務付けられていない。
- ・市民に義務や負担を課す業務や、権利を制限又は強制する行為を含む業務ではない。

⑦情報通信技術(ICT)を活用するなど、民間の知見や技術を活かした事業であること。

(2)民間事業者等と確認・取り決める事項

①役割分担、責任明確化、リスク分担

持続可能で良質な公共サービスを提供するには、双方の強みを最大限活かした適切な役割分担や責任分担

を行うことが重要です。事業を実施するにあたり、民間事業者等と市は、役割分担、責任の所在及びリスク分担等について、仕様書、契約書及び協定等において、明確にする必要があります。

特に人的資源、物的資源、知的資源をどの組織がコストを負担して共創事業を実施するのか、分担を明確にする必要があります。

②アイデア等の情報保護

官民連携事業は、基本的には開かれた過程の中で進めることとしていますが、民間事業者等の独自のアイデアなどが適切に保護されることも重要になります。市と民間事業者等は、アイデアなど保護すべき情報の取り扱いについて、「西尾市情報公開条例」に基づき必要に応じて協議する必要があります。

③民間事業者等が作成すべき記録や報告

事業の実施状況や進捗を把握するために、市と民間事業者等は、必要な記録や報告の内容、打合せの機会等について取り決めておく必要があります。

また、スモールスタートした事業や実証実験での事業を本格稼働するか否かを判断するため、民間事業者等は事業実施後、速やかに連携事業の実績数値や事業効果等をまとめた実績報告書を提出する必要があります。

④事業継続が困難になった場合の措置

災害等の突発的な事情や急激な社会経済情勢の変化により、事業の継続が困難になった場合の措置について、取り決めておく必要があります。

⑤インセンティブ

より質の高い事業提案や民間事業者等のモチベーション確保に向けたインセンティブ付与の是非について、必要に応じて検討する必要があります。

3-2 連携する民間事業者等について

(1)提案できる民間事業者等

提案できる方は提案事業を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人、その他市長が提案事業を実施する能力があると認める任意団体です。

提案者(提案に関係する者を含む)又は提案内容が、次に該当する場合は提案の受け付け、又は実現に向けた調整を行うことはできません。

- ①個人からの提案
- ②法令や公序良俗に反する場合
- ③市の施策や規程等に反する場合
- ④政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
- ⑤地方税、法人税を滞納している場合
- ⑥事業連携の枠を超えた利益誘導の恐れがあると判断した場合
- ⑦市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

(2)民間事業者等の確認事項

なお、官民連携事業を共に創り上げるパートナーとして次の事項が必要となります。

①法令順守が徹底されること

民間事業者等が守るべき法令や暴力団の関与の排除など、仕様書、契約書及び協定等において明確に示し、確認する必要があります。

②守秘義務及び個人情報の取扱いが徹底されること

機密の保持が必要となる事業については、機密保持が担保できる体制が確認する必要があります。

特に、個人情報に関する事項については、「西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切な取扱いを徹底する必要があります。

③安定した経営状況であること

継続的・発展的に事業実施を行っていくため、民間事業者等の経営状況を確認する必要があります。

(3)民間事業者等の選定方法

連携する民間事業者等の選定にあたっては、①市の予算措置の有無 ②他者との競合性の有無を考察し、最適な方法を決定します。

	競合性あり※2	競合性なし※1
市の予算措置あり	公募	公募もしくは随意契約※3
市の予算措置なし	公募	協定

※1 競合性の有無の判断基準

以下に該当する者は競合性なしと判断する

- ・民間事業者等を1つの事業者に絞り込む必要がなく、複数の事業者と同種の取組みができる。
- ・民間事業者等の持つ議実・ノウハウが独自のものであり、他の事業者では連携事業実施が困難となる事業。

※2 競合性がある場合は、機会の公平性の確保(公募による選考)が必要

※3 随意契約の場合、地方自治法234条第2項、地方自治法施行令第167条の2の規定を順守するとともに、50万円以下であること。

3-3 その他留意事項

- (1)提案内容や調整により、3-2(1)の事実が判明した場合、又は不測の事態が生じた場合、提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- (2)提案に関する調整は、非常に時間がかかることもあります。
- (3)提案内容や対話・調整結果によっては、採用できないこともあります。
- (4)提案は、提案者からの本市への契約申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (5)提案の成立・不成立にかかわらず、本市は提案等にかかる一切のコストの補填や賠償をいたしません。
- (6)対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためて提案に関して公募等の手続が必要になる場合があります。その際には、本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくことがあります。ただし、提案者に不都合が生じる情報について、提案者から利用を希望しな

い旨を明示された場合は、別途協議をさせていただきます。

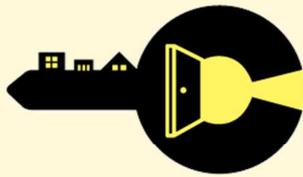
(7)提案実現後は、提案者名、具体的内容等を原則公表します。

本市の広報紙を始めとするPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。

(8)本事業において、一般には公開されていない秘密情報や個人情報がある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルは、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

(9)本ガイドラインに定めることその他、必要な事項は提案者と市で協議の上、決定します。



Cラボ西尾

官民連携ワンストップ窓口

西尾市総合政策部秘書政策課（本庁舎3階）

西尾市寄住町下田2番地

T E L : 0563-65-2171（直通）

E-mail : hisho@city.nishio.lg.jp